



肢体不自由児向け 補足資料含む

令和5年度 就学に関する説明会



横浜市教育委員会
特別支援教育相談課
(**特**別支援教育**総**合**セ**ンター)

1

本日の流れ

- 1 横浜市の学びの場について(約29分)
- 2 就学相談について(約28分)
- 3 就学先による就学の流れについて(約9分)
- 4 補足説明(約16分)

2

1 横浜市の学びの場について

3



横浜市における特別支援教育

インクルーシブ教育システムの構築の視点を含め、**一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限伸ばしていきます。**そのために、教育的ニーズの把握をし、多様な教育の場を用意して、**全ての子どもたちに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を保障します。**

横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領
特別支援教育編より

4



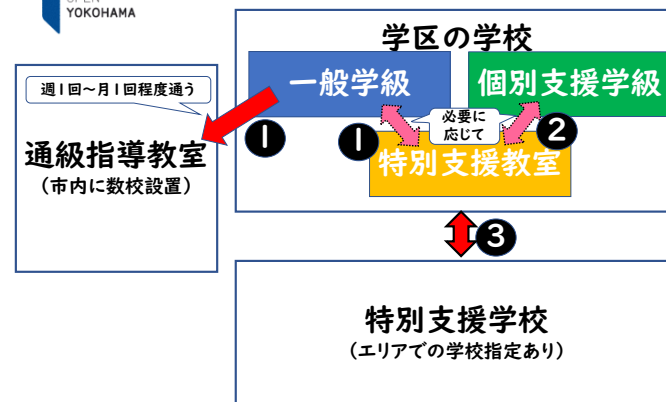
横浜市における学びの場

- ① 一般学級
- ② 一般学級+通級指導教室
(在籍校から離れて支援指導を受ける特別な学びの場)
- ③ 個別支援学級
(小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための特別な学びの学級)
- ④ 特別支援教室
(小・中学校がお子さんの在籍する学級以外に校内に設置していて
一時的に利用する特別な支援指導のための教室)
- ⑤ 特別支援学校・支援学校(旧養護学校)
(身体に障害のあるお子さん・知的に障害のあるお子さんが通う学校)

5



横浜市における学びの場 イメージ図



6



一般学級

- ◆ 学級規模
40人(※令和7年度までに小学校は、全学年35人学級)に対し、教員1人
- ◆ 教育課程 学習指導要領で定められた学年で指導する内容
学年ごとに系統立てられている
- ◆ 特別支援教育に関する相談窓口
 - ・児童支援専任(特別支援教育コーディネーター)
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー
- ◆ 配慮が必要なお子さんへの具体的な支援
 - ・学級内での支援・・・座席の配慮、教材の工夫、言葉かけの工夫など
 - ・チームティーチング(TT)の活用
 - ・特別支援教室等における個別的な指導 等

7



一般学級

補足

- ◆ 学級規模
40人(※令和7年度までに小学校は、全学年35人学級)に対し、教員1人
- ◆ 教育課程 学習指導要領で定められた学年で指導する内容
学年ごとに系統立てられている
- ◆ 特別支援教育に関する相談窓口
 - ・児童支援専任(特別支援教育コーディネーター)
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー
- ◆ 配慮が必要なお子さんへの具体的な支援
 - ・学級内での支援・・・座席の配慮、教材の工夫、言葉かけの工夫など
 - ・チームティーチング(TT)の活用
 - ・特別支援教室等における個別的な指導 等
- ※学校によってスロープやエレベータ等の設置状況が違います。学区の校長との面談や見学の際にご確認ください。

8



特別支援教室について

児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース（「第3期横浜市教育振興計画」より）

○ 主な活用

「学年相応の学習のための丁寧な導入（下学年の復習等）」
「スモールステップによる基礎の定着」
「在籍学級での学習を安定・充実させるためのベースづくり」など

各学校特別支援教室の運用方法が異なりますので、校長との面談時に確認をしてください。利用については、学校との相談となります。

9



通級指導教室

<対象>

- ① 一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん
(知的発達の遅れがない)
- ② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHD
など **特別な支援、指導を必要とするお子さんのための教室**
(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)

<目的>

一般学級で教科指導を受けることを基本とし、一部の時間だけ通級指導教室に通い、**障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服**

10



通級指導教室(小学校)

<指導回数、指導形態、指導内容>

	情緒障害 (LD・ADHD 含)	弱視、難聴、言語障害
指導回数	お子さんの状態や目標等によって異なります。 週1回から月2回程度	
指導形態	グループ指導が基本	個別指導が基本
指導内容 「自立活動」を参考	情緒の安定、対人関係、コミュニケーションスキル、認知特性に応じた学習 等	視覚補助具の活用 補聴器の装用 言語・発音に関すること 等

◎ 小学校は保護者付き添いが必要（保護者面談、保護者支援 等）

◎ 在籍校内に設置されている通級に通う場合も付き添いが必要

11



通級指導教室設置校

弱視 【特別支援学校】 盲特別支援学校（神奈川小学校分教室）

難聴、言語

【小学校】
藤が丘（言語）
幸ヶ谷、東、
洋光台第二

【特別支援学校】
ろう特別支援

【小学校】
市ヶ尾、綱島、平沼、
左近山、戸塚、八景、
西が岡（言語）

【中学校】
鴨志田、左近山（言語）
共進、洋光台第一（言語）

情緒

【小学校】
荏田東第一
十日市場
寺尾
小坪
仏向

※ 在籍する学校によって通級指導を受ける学校は指定されます。

12



個別支援学級（特別支援学級）

- ◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童8人に対し、教員1人
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校の教育課程を参考に、
お子さんの実態に合わせて特別な教育課程を編成
- ◆お子さんの実態等に応じた指導計画の作成
「個別的教育支援計画」保護者とともに個別に作成
「個別の指導計画」
- ◆指導形態・・・基本的に学級ごと、合同やグループで活動することもある
- ◆指導の工夫等
・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習 ・日常生活動作の学習
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

13



個別支援学級（特別支援学級）補足

- ◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童8人に対し、教員1人
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校の教育課程を参考に、
お子さんの実態に合わせて特別な教育課程を編成
- ◆お子さんの実態等に応じた指導計画の作成
「個別的教育支援計画」保護者とともに個別に作成
「個別の指導計画」
- ◆指導形態・・・基本的に学級ごと、合同やグループで活動することもある
- ◆指導の工夫等
・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習 ・日常生活動作の学習
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

14

個別支援学級（特別支援学級）

<異なる学年での学級編成>

異なる学年で学ぶことで、年上のお子さんの良い行動を真似して学んだり、年下のお子さんとの関わりの中で責任感が育つなどが期待されます。

<行事>

一般学級の学校行事に加えて個別支援学級の行事があります。個別支援学級ごと、区ごとの特色に応じて実施しています。

学区の中学校の個別支援学級と交流を行う小中個別支援学級交流会や同じ区内の個別支援学級で行う合同宿泊学習、合同学習発表会等があり、お子さんの実態に合わせて参加しています。

15



特別支援学校・支援学校

- ◆部 門・・・視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱
- ◆学級規模・・・児童6人に対し、教員1人
- ◆教育課程
特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達程度に応じて、教育課程を編成します。
- ◆お子さんの実態等に応じた指導計画の作成
・「個別的教育支援計画」保護者とともに個別に作成
・「個別の指導計画」
- ◆指導の工夫等
・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習
・日常生活動作の学習 ・コミュニケーション ・身体機能の向上
・交流及び共同学習（学区の学校と）

16



視覚障害・聴覚障害

視覚障害部門

- (市立) 盲特別支援学校
- (県立) 平塚盲学校
- (私立) 横浜訓盲学院

聴覚障害部門

- (市立) ろう特別支援学校
- (県立) 平塚ろう学校
- (川崎市) 川崎市立ろう学校

17



知的障害

(市立)

- 本郷特別支援学校 港南台ひの特別支援学校
- 日野中央高等特別支援学校(高等部)
- 二ツ橋高等特別支援学校(高等部)
- 若葉台特別支援学校(高等部)

(県立) 鶴見支援学校 高津支援学校 金沢支援学校

- 麻生支援学校 みどり支援学校 保土ヶ谷支援学校
- 瀬谷支援学校 藤沢支援学校
- あおば支援学校

- 横浜ひなたやま支援学校(高等部) 岩戸支援学校(高等部)
- 鎌倉支援学校(高等部) 三ツ境支援学校(高等部)

- (私立) 聖坂支援学校
- (国立) 横浜国大附属特別支援学校

18



肢体不自由

(市立)

- 上菅田特別支援学校
- 若葉台特別支援学校
- 北綱島特別支援学校
- 東俣野特別支援学校
- 中村特別支援学校
- 左近山特別支援学校

(県立)

- 中原支援学校
- 三ツ境支援学校
- 鎌倉支援学校
- 金沢支援学校
- あおば支援学校

19

肢体不自由特別支援学校

補足

① 看護師の配置について(市立、県立)

→看護師による医療的ケアがあります

② 医療的ケアについて

→年度当初に書類の準備や学校での引き継ぎなどがあります

③ 給食の食形態について

→常食、刻み食、ミキサー食等が用意されている

④ スクールバスについて

→定員、健康状態によって難しい場合があります

⑤ 自立活動教諭について(県立)

→理学療法士、作業療法士等が配置されています

⑥ 訪問教育について

20

⑥訪問教育について

補足

- 肢体不自由特別支援学校で行われている教育の形態の1つです。
- 対象となる訪問籍のお子さんについて、実施頻度はご家庭の希望を踏まえながら、週1～3日程度、1回につき2時間程度となっています。
- 保護者付き添いのもと、学校へのスクーリングが可能となっており、行事や集団授業への参加も可能です。スクーリングの際の送迎や医療的ケアは保護者に行っていただくことになっています。

21

2 就学相談について

23



病 弱 変 更

(市立) 浦舟特別支援学校

(県立) 横浜南支援学校

病院に入院した場合や医師の診断等がある場合に利用できます。

22



特別支援教育総合センター

略称
特総センター



外
観



心
理
検
査
室



プ
レ
イ
ル
ム

- ★ 相鉄線 各駅停車のみ停車する和田町駅より徒歩10分程度です(坂道を上ります)。
- ★ 相談者は、駐車場を利用することもできます。
- ★ 横浜市のホームページ(横浜市 特別支援教育総合センターで検索)に上記と同じ写真が掲載されています。

24



屋根のある肢体不自由の方等のための駐車場が建物入口の近くにありますがご利用ください。



25



26



就学相談について

小学校に入学(就学)した際、**個々の力を十分に伸ばすためのふさわしい教育環境(学びの場)**や必要な支援について、保護者とともに考えます。

27



就学相談の内容について

- 通級指導教室の利用
- 個別支援学級への入級
- 特別支援学校への就学

希望の場合

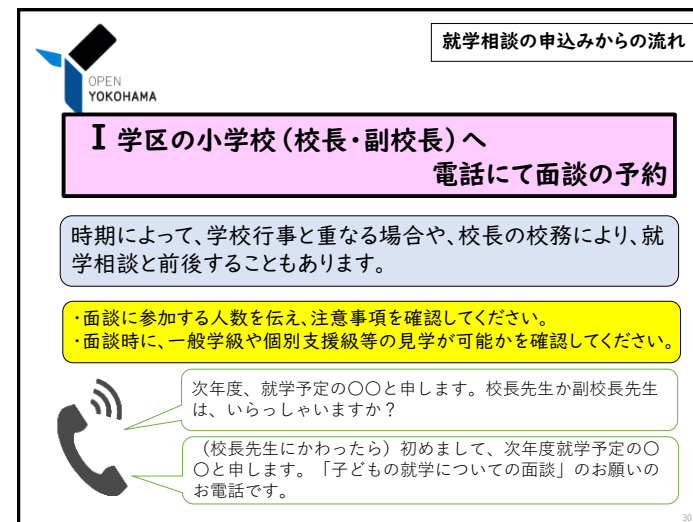
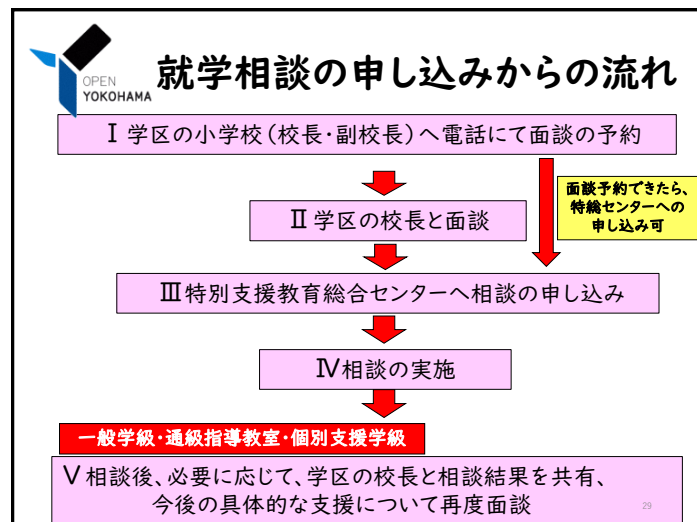


特総センターでの「就学相談」が必須
※相談の結果、特別な学びの場での教育の必要性が認められた場合のみ利用等が可能

就学後

- 一般学級から個別支援学級へ入級、通級指導教室の利用希望
→ 相談と判断が必要
- 個別支援学級から一般学級へ移る場合
→ 相談は不要。学校と保護者・お子さんとの合意形成のみで可能

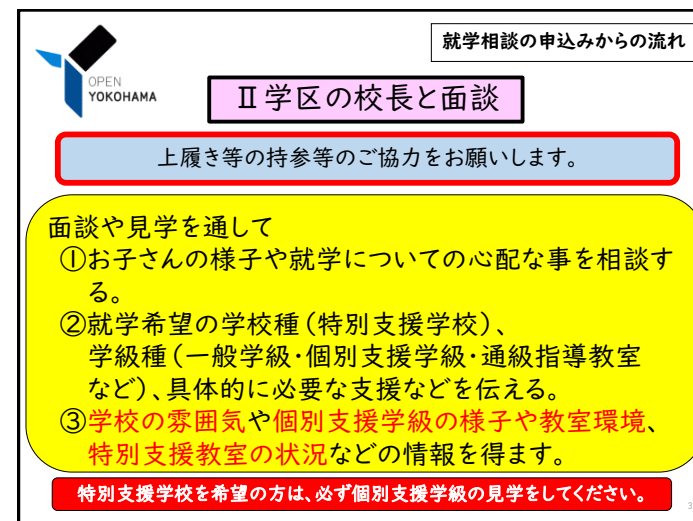
28



学区の学校との面談や見学について

新型コロナウイルス等の影響により、特総センターでの相談日までに面談や見学を行うことが難しい場合があります。場合によっては、面談や見学と特総センターでの相談の順序が逆になることも予想されますので、保護者やお子さんにとっても学校にとっても無理の無い範囲で面談や見学を進めてください。

特別支援学校をご希望の場合でも、原則、学区の小学校の校長との面談と見学が必要です。交流や災害避難時などで、今後小学校に行く機会があるかもしれません。そのときに備え、環境面の確認(校内外の段差や動線等)をしておくといいです。





就学相談の申込みからの流れ

補足

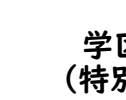
Ⅱ 学区の校長と面談

当日の朝、検温や体調の確認を必ずしてください。
また、上履き等の持参・マスクの着用の協力をお願いします。

面談や見学を通して

- ①お子さんの様子や就学についての心配な事を相談する。
- ②就学希望の学校種（特別支援学校）、学級種（一般学級・個別支援学級・通級指導教室など）、具体的に必要な支援などを伝える。
- ③学校の雰囲気や個別支援学級の様子や教室環境、特別支援教室の状況などの情報を得ます。

例えば、昇降口から教室までの階段や段差、トイレの状況、体育館やプールなど特別教室への移動の動線も確認しておくといえます。



就学相談の申込みからの流れ

補足

学区の小学校との面談や見学について
(特別支援学校を希望する肢体不自由児)

原則として、学区の小学校の校長と面談が必要となりますが、肢体不自由のお子さんにつきましては、移動面や体調等の関係から、面談や見学が難しい場合もあると思います。その場合は無理に面談、見学に行く必要はありませんが、小学校に電話連絡をしていただき、校長（副校長）に「特別支援学校を希望しており、特別支援教育総合センターで相談をする予定である」ことを伝えてください。



就学相談の申込みからの流れ

Ⅲ 特別支援教育総合センターへ相談の申込み

☆相談時期は、「希望する就学先」によって設定します。先着順ではありません。
日程が決まるまでに最大3か月程度時間を要することがあります。

◆書類・・・①「相談申込書」

※横浜市特別支援教育総合センターで検索
横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>
教育に関する施策・取組>特別な支援が必要なお子さんの教育>相談窓口>
「相談申込書」からダウンロードし、プリントアウト

※ダウンロードやプリントアウトできない場合は、特総センターにご連絡ください。
※記入例も一緒にダウンロードできます。

② 一年以内の発達検査結果

書面でお持ちの場合のみコピーを同封してください

◆申込方法・・・郵送 「就学相談申込書在中」朱書き
特別支援教育総合センター 宛
〒240-0044 横浜市保土ケ谷区仏向町845-2

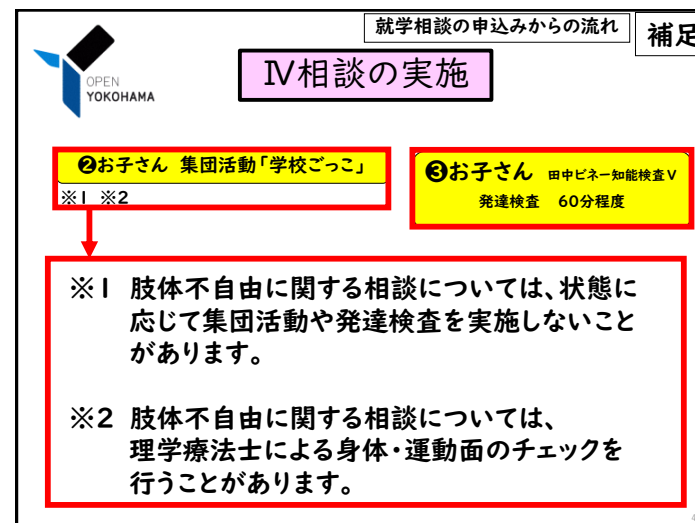
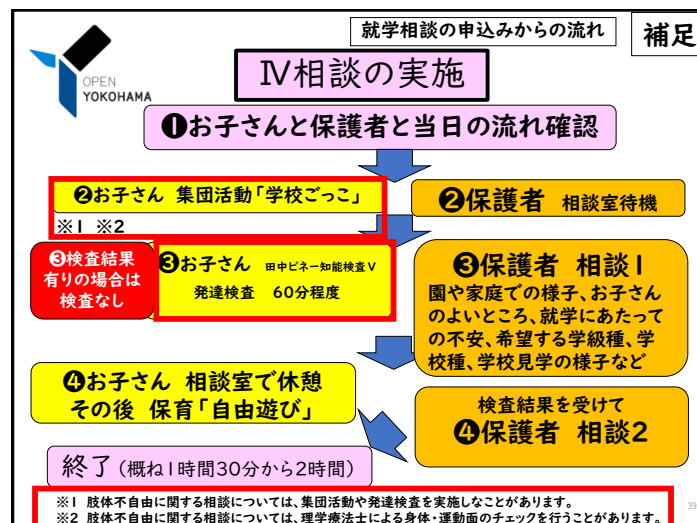
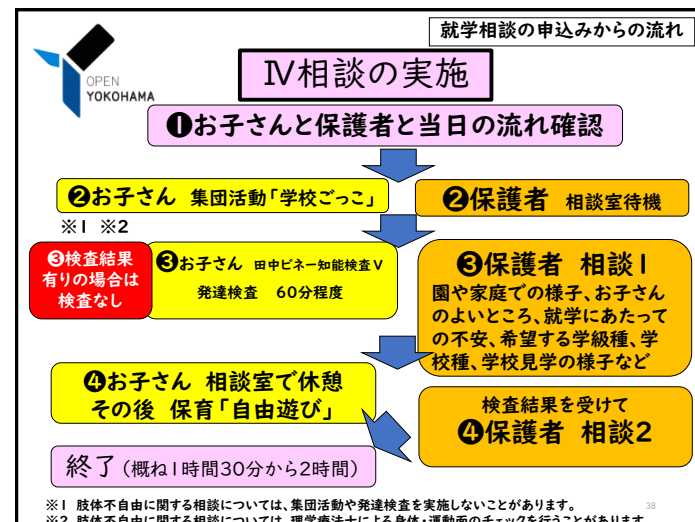
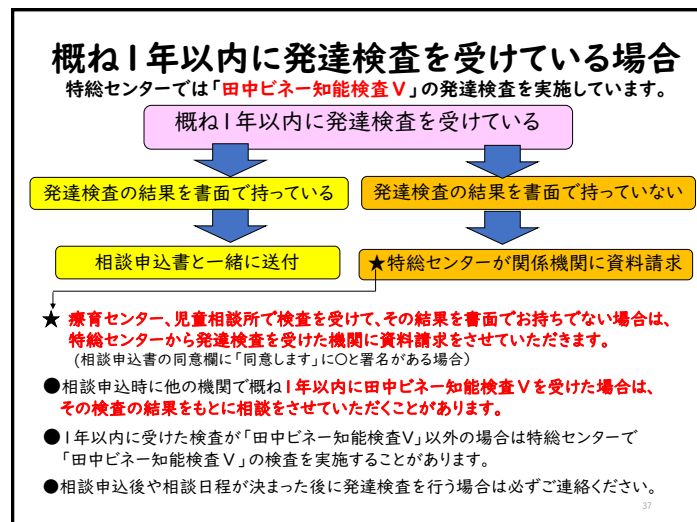
就学相談の申込み締切

➤特別支援学校希望の場合は6月末締切
➤個別支援学級、通級指導教室希望の場合は7月末締切

- 相談日時決定後は、ご自宅へ「相談日時決定通知書」を郵送します。
- 相談申込書提出後に、地域療育センター等で発達検査を受けた場合は必ず特総センターにご連絡をお願いします。
- 相談日時の都合が悪く、延期する場合や相談自体をキャンセルする場合も特総センターへご連絡をお願いします。

特別支援教育総合センター (045-336-6020)

連絡の際は、「お子さんの名前」「相談番号(相談日時通知書の右下に表記された6桁の番号)」と「問い合わせ内容」をお知らせください。



相談に関するお願い

- ①来所前には必ず検温をしてください。体調不良の場合は、相談日を変更させていただきますので、ご連絡ください。
※来所時に37.5℃以上の熱が確認された場合は、相談することができません。あらかじめご了承ください。
- ②発達検査の終了後、お子さんが保育士の見守りのもと相談室とは別室で過ごすことができるように、ご家庭にある本やおもちゃ（おりがみ、ぬりえなど）等をご持参ください。
- ③お子さんの通う施設（幼稚園・保育所等）が、新型コロナウイルスの感染等によりクラス閉鎖や休園となった場合、ご連絡ください。
- ④新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、情勢に鑑みながら変更していく可能性があります。

41



就学相談の申込みからの流れ

一般学級・通級指導教室・個別支援学級

✓相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を共有、今後の具体的な支援について再度面談

保護者の同意を経て、相談後、特総センターから

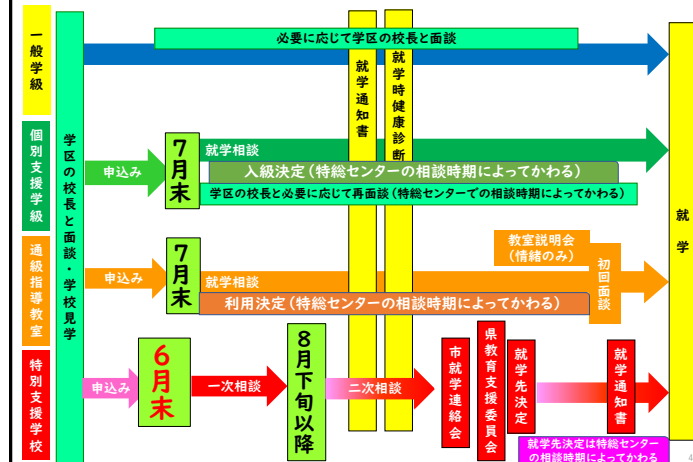
- ①学校へ電話連絡【相談当日】
- ②学校へ「就学・教育相談報告書」を送付【相談後3週間程】



特総センターでの相談後、必要に応じて、就学に向けての準備や就学後の学級種の最終確認、具体的な支援を学校と再度確認、検討してください。

42

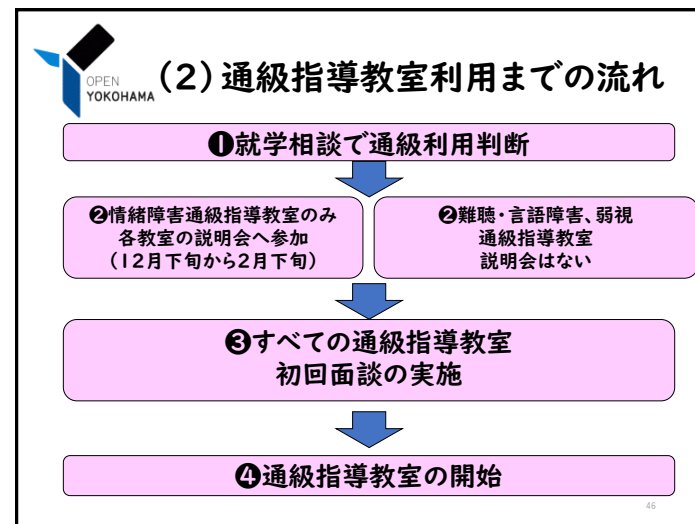
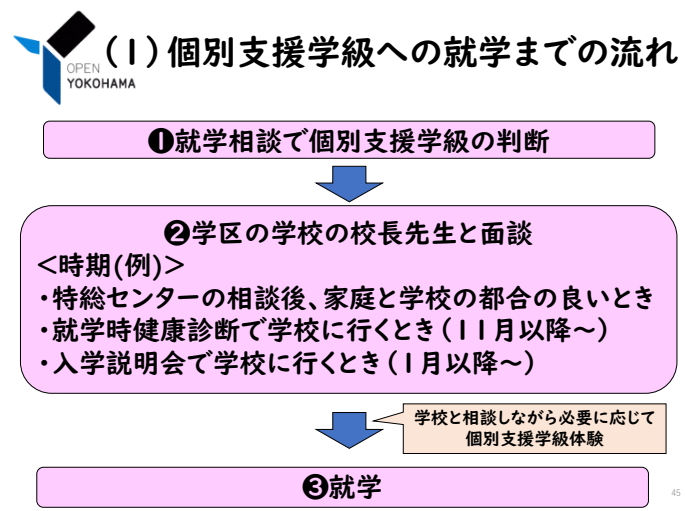
就学までのスケジュール



43

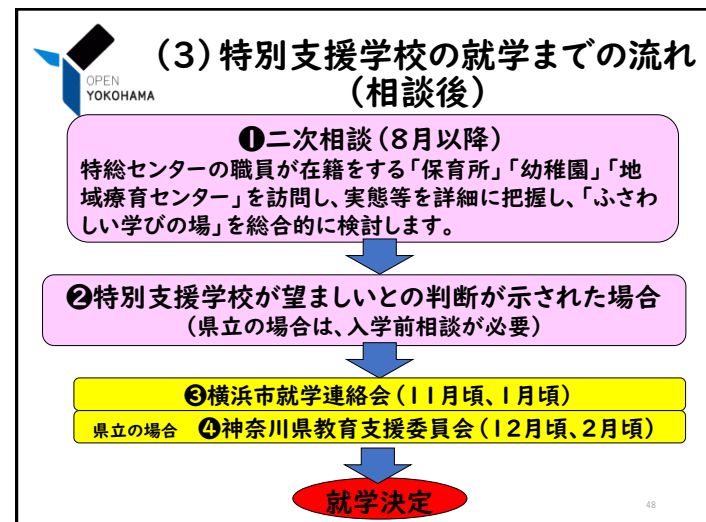
3 就学先による就学の流れについて

44



通級指導教室の現状と利用の考え方について

- 小学校の情緒通級指導教室は、年度途中の入級が難しい状況です。難聴言語通級指導教室においてもニーズが高まり、途中入級が難しい場合があります。
- 新1年生においては、通級の利用のために定期的に在籍校を離れて指導を受けることで学校生活のリズムがつかみにくくなることがあります。学区の学校との面談を経て、在籍校内での支援や配慮で学校生活をスムーズにスタートできそうな場合、1年生のうち是一般学級で様子を見ていくという考え方もあります。在籍校を離れ特別な指導が本当に必要かどうかご検討ください。



特別支援学校の就学希望について①

- ①特別支援学校への就学を希望する場合でも、**必ず学区の小学校で面談及び個別支援学級等の見学**を行ってください。
- ②**特別支援学校の見学は就学相談の年度に必ず行ってください。**
- ③特別支援教育総合センターでの就学相談後は、保育所・幼稚園・地域療育センター等の関係機関と連携を図りながら、お子さんの実態を総合的に把握し二次相談を行います。

49

特別支援学校の就学希望について②

- ④横浜市立特別支援学校、神奈川県立支援学校への就学の決定は、横浜市教育委員会で決定します。なお、学校の指定については、神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会との調整により、お住まいの住所ごとに指定されています。ご理解をお願いします。また、調整区域の場合は、対象となる全ての学校見学をしていただきます。
- ⑤相談の申込みは、6月下旬までです。早めに相談申込をしてください。
- ⑥私立聖坂養護学校と国大附属特別支援学校等を受験する場合は、必ず相談申込書に記載してください。

50

4 補足説明

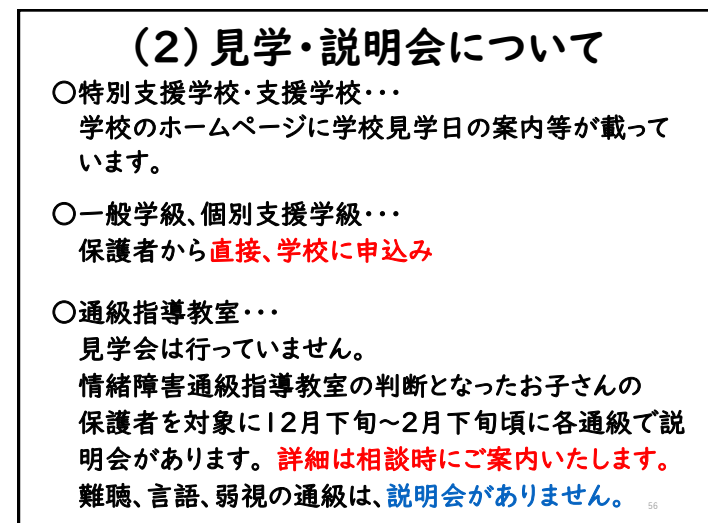
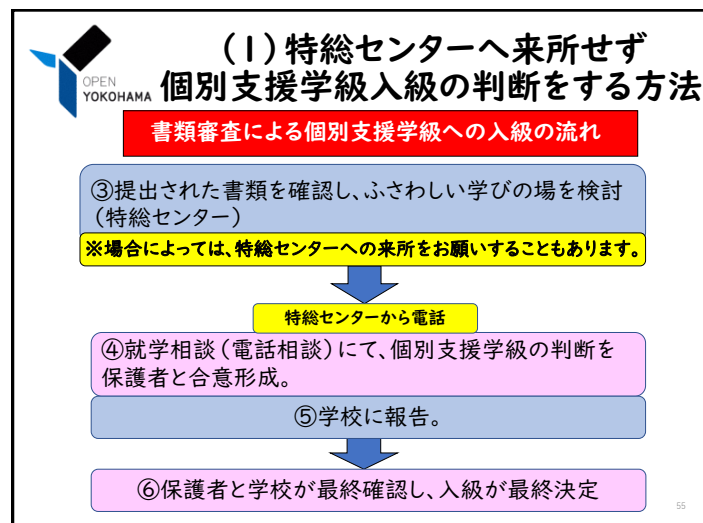
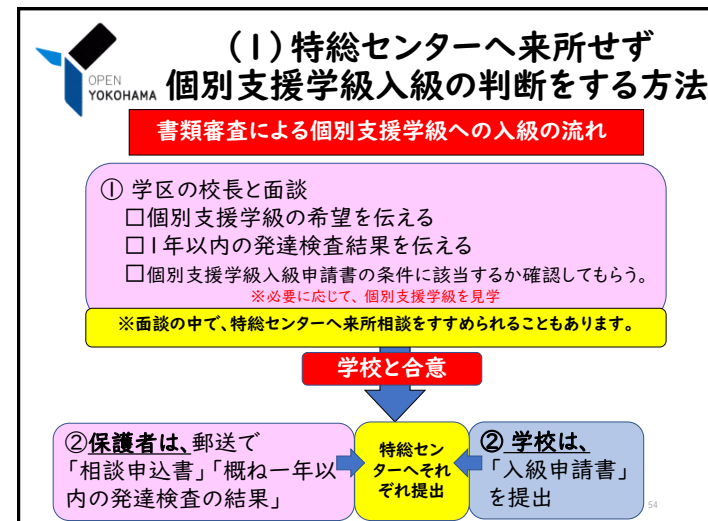
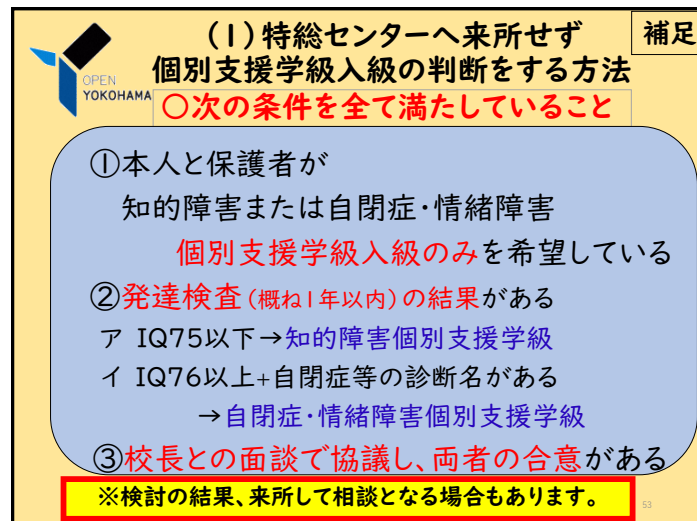
51

(1) 特総センターへ来所せず 個別支援学級入級の判断をする方法 ○次の条件を全て満たしていること

- ①お子さんと保護者が
知的障害または自閉症・情緒障害
個別支援学級入級のみを希望している
- ②**発達検査**(概ね1年以内)の結果がある
ア IQ75以下→**知的障害個別支援学級**
イ IQ76以上+自閉症等の診断がある
→**自閉症・情緒障害個別支援学級**
- ③**校長との面談で協議し、両者の合意**がある

※検討の結果、来所して相談となる場合もあります。

52



(3) 個別の教育支援計画及び指導計画について

特別支援学校在籍、個別支援学級在籍、通級指導教室の利用、特別支援教室の利用のお子さんは、

- ・「**個別の教育支援計画**」(他機関との連携を図り、一貫して的確な教育的支援を行うための計画)
- ・「**個別の指導計画**」(学校全体で適切な指導・支援を行うための細かい計画)

を学校が必ず作成します。

「個別の教育支援計画」は、お子さん及び保護者とともに作成します。

57

(4) 指定地区外就学制度について

【横浜市学区外就学】で検索

横浜市学区外就学

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>通学区域・学校情報>
小中学校・通学区域制度>その他の情報>指定地区外就学制度のご案内

- 横浜市では、住民登録している**住所地**により**通学区域**を定め、指定された学校に通学することが原則となっています。
- 個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「**指定地区外就学**」という制度があり、いくつかの理由に該当する場合に適用されます。
- この制度を利用したい場合は、学区の小学校の校長に相談し、**承諾を得る必要**があります。

58

(4) 指定地区外就学制度について

補足

【横浜市学区外就学】で検索

横浜市学区外就学

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>通学区域・学校情報>
小中学校・通学区域制度>その他の情報>指定地区外就学制度のご案内

- 横浜市では、住民登録している**住所地**により**通学区域**を定め、指定された学校に通学することが原則となっています。
- 個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「**指定地区外就学**」という制度があり、いくつかの理由に該当する場合に適用されます。
- この制度を利用したい場合は、学区の小学校の校長に相談し、**承諾を得る必要**があります。

59

(5) 転居予定がある方へ

- 横浜**市外**への転居予定がある方は、
転居予定先の市町村で就学相談をしてください。
(転居予定先の市区町村教育委員会に問い合わせし、相談をしてください)
- 横浜**市内**での転居予定がある方は、
新たな転居予定先の小学校の校長と面談をしてください。
(状況により校長との面談が就学相談後になることがあるかもしれません。)
- 申込書の住所欄**へ「**新住所(〇月〇日より)**」の記入をお願いします。
(新住所が決まっていない場合等は、「**市内へ転居予定**」「**市外へ転居予定**」と記入してください。)
- 相談申込み後、転居が決まった場合は、必ず特総センターへご連絡ください。

60

(6) 就学時健康診断

就学予定の学区の小学校で、健康診断を受けます。

①10月頃に区役所から通知

→所定の小学校で就学時健康診断を受診します。

②対象は、横浜市に住所がある児童

(特別支援学校希望でも通知あり)

③就学時健康診断にあたって心配なことがある場合や、受診が難しい場合は保護者から所定の小学校へご相談ください。

61

(6) 就学時健康診断

補足

移動面や体調等の関係から
就学時健康診断を希望していない場合

例 特総センターで特別支援学校等の就学に向けた相談をしています。〇〇小学校での就学時健康診断は受けません。

③就学時健康診断にあたって心配なことがある場合や、受診が難しい場合は保護者から所定の小学校へご相談ください。

62

(7) 個別支援学級就学奨励費

個別支援学級に在籍しているご家庭で「入学準備費や学用品費・通学用品費」に該当する物品を購入された場合に奨励費が支給されることがあります。

詳しくはホームページをご確認ください。

【横浜市 就学援助制度について】で検索

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>
>各種手続き・相談>就学援助制度について>就学援助制度について

63

(8) 相談申込書について

相談申込書及び記入例は特総センターホームページに掲載しています。記入に当たっては「相談申込書記入例」をご覧ください。

【特総センター】で検索

特総センター

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>

特別な支援が必要なお子さんの教育>

相談窓口(横浜市特別支援教育総合センター)>相談申込書

記入例をみても、わからない点は

特総センターへご連絡ください。

電話番号(045)336-6020

64

おわりに

説明させていただきましたが、まだまだご不明な点もあるかと思います。

来所していただいた際には、個別に1時間程度教育相談員とお話する時間があります。

詳細についてのご質問やご不明点は、相談時に教育相談員にご質問ください。

65

ご視聴ありがとうございました。

66